



基徴発第 1218001 号
平成15年12月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

先般、「平成14年度決算検査報告」が会計検査院より内閣に回付され、このうち労働保険料の徴収に関しては、別添の「平成14年度決算検査報告（抄）」のとおり「労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があった」との指摘を受けたところである。

ついては、例年、会計検査院より下記の事由により保険料の徴収過不足の事態が発生しているとの指摘を受けていることから、各都道府県労働局においては、今後更に、①事業主及び事務組合に対して、年度更新の説明会の開催の際等あらゆる機会を通じて関係法令等の周知徹底及び指導を行うこと、②事業主等から提出された申告書の内容審査の徹底及び確認事務を充実すること、③労働保険料算定基礎調査のより効率的・効果的な実施を図ること等により、労働保険料の適正徴収に万全を期されたい。

記

1 徴収不足の原因となっている事由

- (1) 雇用保険の加入要件を満たすパートタイム労働者等の保険加入漏れ
- (2) 労働者（パートタイム労働者等）の賃金の一部が算入漏れ
- (3) 労災保険率の適用誤り

2 徴収過大の原因となっている事由

- (1) 労働保険の対象とならない役員の報酬等を賃金総額に誤算入
- (2) 労災保険率の適用誤り
- (3) その他（集計、計算誤りや労働保険の対象とならない労働者の賃金誤算入など）

(別添)

平成14年度決算検査報告(抄)

(54) 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの

会計名及び科目	労働保険特別会計(徴収勘定)(款) 保険収入(項) 保険料収入		
部局等の名称	北海道労働局ほか18労働局		
保険料納付義務者	徴収不足があった事業主数	344事業主	
	徴収過大があった事業主数	220事業主	
徴収過不足額	徴収不足額	278,666,073円(平成12年度~15年度)	
	徴収過大額	97,220,975円(平成12年度~15年度)	

1 保険料の概要

(労働保険) 略

(保険料の徴収)

保険料は、①労災保険分については事業主が負担し、②雇用保険分については、失業等給付に充てる部分を労働者と事業主とが折半して負担し、雇用安定事業等に充てる部分を事業主が負担して、①と②のいずれも事業主が納付することとなっている。

保険料の納付は、原則として次のとおり行われることとなっている。

(ア) 毎年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、その年度の労働者に支払う賃金総額の見込額に保険料率^(注)を乗じて算定した概算保険料を申告し、納付する。

(イ) 次の年度の初めに、事業主は、都道府県労働局に対し、前年度に実際に支払った賃金総額に基づいて計算した確定保険料申告書を提出する。

(ウ) 都道府県労働局は、この申告書の記載内容を審査し、その結果に基づき保険料の過不足分が精算される。

この労働保険の保険料の平成14年度の収納済額は3兆6644億余円に上っている。

(注) 保険料率 労災保険率と雇用保険率に分かれており、それぞれ次のとおりである。

- ① 労災保険率は、労災保険の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率等を考慮して定められており、事業の種類ごとに平成14年度の場合は最低1000分の5.5から最高1000分の133となっている。

- ② 雇用保険率は、失業等給付、雇用安定事業等に要する費用を考慮して定められており、14年度の場合は、9月まで1000分の15.5（ただし、農林、水産等の事業は1000分の17.5、建設の事業は1000分の18.5）、10月から1000分の17.5（ただし、農林、水産等の事業は1000分の19.5、建設の事業は1000分の20.5）となっている。

2 検査の結果

（検査の対象）

近年、企業で雇用されるいわゆるパートタイム労働者等が増加していることから、北海道労働局ほか18労働局管内の事業主のうち、これらの労働者を雇用している割合の高い事業主等813事業主を選定して、12年度から15年度までの間における保険料の徴収の適否を検査した。

（徴収過不足の事態）

検査したところ、上記の813事業主のうち、344事業主について徴収額が278,666,073円不足しており、220事業主について徴収額が97,220,975円過大となっていた。

このような事態が生じていたのは、事業主が確定保険料申告書を提出するに当たり、制度を十分理解していなかったり、計算誤りをしたりなどして、賃金総額の記載が次のように事実と相違しているなどしていたのに、前記の19労働局において、これに対する調査確認が十分でなかったことによると認められる。

(ア) 雇用保険分の保険料の算定において、同保険の加入要件を満たすパートタイム労働者等を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっていた。

(イ) 労災保険分の保険料の算定において、すべての労働者に支払われた賃金により保険料を算定すべきところ、パートタイム労働者等に支払われた賃金が算入漏れとなっていた。

なお、これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、すべて徴収決定又は還付決定の処置が執られた。

これらの徴収不足額及び徴収過大額を都道府県労働局ごとに示すと次のとおりである。

労働局名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があつた事業主数 徴収過大があつた事業主数	徴収不足額 徴収過大額(△) 千円
北海道労働局	48	20 12	11,191 △ 9,210
秋田労働局	49	16 12	4,372 △ 3,722
埼玉労働局	35	24 7	30,911 △ 5,246
千葉労働局	50	14 7	9,480 △ 3,414
東京労働局	134	62 47	73,300 △ 22,778
神奈川労働局	51	29 8	27,360 △ 2,480
新潟労働局	51	19 17	12,652 △ 6,270
山梨労働局	25	11 10	3,790 △ 2,912
静岡労働局	28	12 14	5,184 △ 3,924
三重労働局	34	21 8	17,149 △ 3,142
京都労働局	37	8 14	2,134 △ 7,559
大阪労働局	75	35 12	55,591 △ 5,072

労 働 局 名	本院が調査した 事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴 収 不 足 額 徴収過大額(△) 千円
奈良労働局	2 6	1 2 6	2, 3 5 1 △ 3, 9 8 0
鳥取労働局	2 6	7 6	3, 8 5 4 △ 5, 7 3 4
広島労働局	2 4	1 0 1 1	4, 7 4 0 △ 3, 5 7 3
愛媛労働局	3 3	1 4 3	4, 3 5 3 △ 8 6
熊本労働局	2 7	1 1 5	2, 2 2 7 △ 9 2 6
大分労働局	2 1	6 8	2, 2 8 6 △ 2, 6 0 0
宮崎労働局	3 9	1 3 1 3	5, 7 3 1 △ 4, 5 8 3
計19労働局	8 1 3	3 4 4 2 2 0	2 7 8, 6 6 6 △ 9 7, 2 2 0



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

埼玉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの

} 別表のとおり



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

東京労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

神奈川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

新潟労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	☐ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	☐ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

山梨労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

静岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

京都労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

奈良労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

鳥取労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

広島労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

愛媛労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

- | | | | |
|---|---|-------------------------------|----------|
| 件 | 名 | 労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの | |
| | | ○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの | } 別表のとおり |
| | | ○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの | |



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

大分労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
	○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
	○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	



基徴発第 1218002号
平成15年12月18日

宮崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

労働保険料の徴収過不足に関し会計検査院より
指摘された事項について

標記については、平成15年12月18日付基徴発第 1218001号をもって通知した
ところであるが、このうち貴局にかかる指摘は下記のとおりである。

なお、この指摘された事項について、徴収不足額及び追徴金の収納未済額並びに徴
収過大額の還付に処理未済がある場合は、早期に処理されたい。

記

平成14年度決算検査報告分

検査報告番号 (54)

件	名	労働保険の保険料の徴収に当たり、徴収額に過不足があったもの	
		○ 労働保険料の徴収額が不足と認められたもの	} 別表のとおり
		○ 労働保険料の徴収額が過大と認められたもの	

(別表)

(単位：円)

労 働 局 名	会計検査院が調査した事業主数	徴収不足があった事業主数 徴収過大があった事業主数	徴収不足額 徴収過大額 (△)
北海道労働局	4 8	2 0 1 2	△ 11,191,739 9,210,802
秋 田労働局	4 9	1 6 1 2	△ 4,372,534 3,722,225
埼 玉労働局	3 5	2 4 7	△ 30,911,716 5,246,170
千 葉労働局	5 0	1 4 7	△ 9,480,427 3,414,385
東 京労働局	1 3 4	6 2 4 7	△ 73,300,082 22,778,818
神奈川労働局	5 1	2 9 8	△ 27,360,319 2,480,331
新 潟労働局	5 1	1 9 1 7	△ 12,652,466 6,270,105
山 梨労働局	2 5	1 1 1 0	△ 3,790,065 2,912,903
静 岡労働局	2 8	1 2 1 4	△ 5,184,478 3,924,338
三 重労働局	3 4	2 1 8	△ 17,149,518 3,142,534
京 都労働局	3 7	8 1 4	△ 2,134,959 7,559,975
大 阪労働局	7 5	3 5 1 2	△ 55,591,295 5,072,084
奈 良労働局	2 6	1 2 6	△ 2,351,519 3,980,632
鳥 取労働局	2 6	7 6	△ 3,854,523 5,734,991
広 島労働局	2 4	1 0 1 1	△ 4,740,506 3,573,491
愛 媛労働局	3 3	1 4 3	△ 4,353,807 86,755
熊 本労働局	2 7	1 1 5	△ 2,227,688 926,551
大 分労働局	2 1	6 8	△ 2,286,466 2,600,116
宮 崎労働局	3 9	1 3 1 3	△ 5,731,966 4,583,769
合 計	8 1 3	3 4 4 2 2 0	△ 278,666,073 97,220,975